

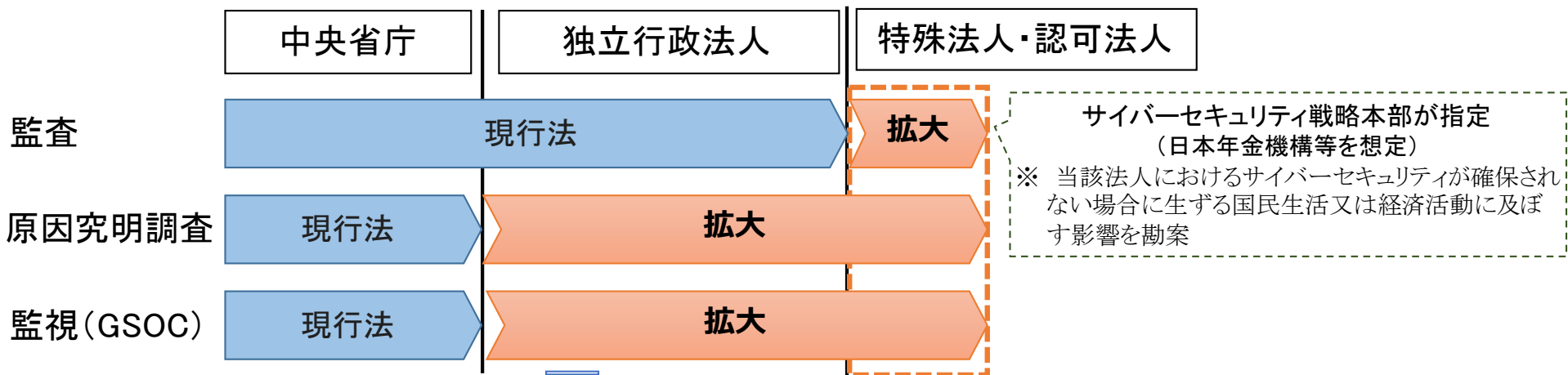
サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化を図るため、サイバーセキュリティ基本法等の改正を行う必要。



- 国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲を拡大
- サイバーセキュリティ戦略本部の一部事務を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等に委託

基本法



一部事務を委託
(秘密保持義務等を規定)

IPAその他政令で定める法人

情促法

- サイバーセキュリティ対策の強化に係る観点から、以下の規定の整備を行う。
 - 本部から委託を受ける事務に係るIPAの業務追加
 - 情報処理安全確保支援士制度の創設(名称独占、更新制、秘密保持義務等)
 - ソフトウェアの脆弱性情報等の公表の方法・手続を整備